18世紀のパリ警察と家族封印状

田 中 實 一

Ι

18世紀のパリ市民は貴賤を問わず、家庭内で生じた深刻なトラブルを国王に訴え出ることで、その解決を図ることができた。一般の市民が、それも下層階級に属する市民までもが、殴打する夫を、酒浸りの妻を、駆け落ちした娘を、遊蕩に耽る息子を、賄費の支払いを条件として総合施療院 (hôpital général) に監禁してくれるよう王権に縋り出たのである。

庶民からのこうした切実な請願に対して国王は、当事者の監禁を命ずる封印状(lettre de cachet)を発してこれに応えた。驚くべきことに君主自らが、政治や外交といった国事からすれば何とも些細な最下層階級の家庭生活にまで介入し、庶民の乏しい暮しをいっそう惨めなものとしている家族の一員を、裁判にかけることもなければ期間も定めない、拘留措置によって罰したのである。

もちろん庶民が畏れ多くも国王にじかに願い出たわけではない。両者を仲介し、封印状による監禁という解決策を推進したのが、当時のパリ警察を統括する立場にあった警察総監(lieutenant général de police)である。セバスチアン・メルスィエが『タブロー・ド・パリ』の当該項目において「警察総監はその名称こそ担ってはいないものの、重要な大臣になった」」と評したように、日曜にはヴェルサイユに参内し、国王に伺候して首都の近況を報告する義務を負っていた警察総監が、庶民と国王の橋渡し役を務めたのである。

¹⁾ Arlette Farge, Vivre dans la rue à Paris au XVIII siècle, Gallimard/Juillard, 1992, p.201,

司法機能と警察機能を併せ持つ機関であったために、動きの鈍かったシャトレ裁判所にあって、両部門の分離機能化を図る目的でルイ14世により1667年に設置されたこの官職は、「警察のなすべきは、公衆および諸個人の安寧を確保し、混乱を引き起こしうるものから都市を浄化し、物資を豊富に供給し、各人をその階層と身分に応じて生活せしめることにある²⁰」という設置王令の指示するとおり、治安維持や事件捜査にとどまらず、衛生・疫病・交通・宿泊・食糧・市場・火災・照明・教会・出版など、多岐にわたる保安管理を担っていたのだから、パリ市民政の大部分を掌握していたといって過言でない。当時のパリ警察は治安警察であるよりは遥かに行政警察であって、ポリスという用語を単に「警察」と解しては誤解を生む恐れのある所以である。

18世紀初頭にあってパリ警察は、すでに20区からなる地区分割を完成させており、この警察総監の下には、担当する街区への居住と事務室の昼夜開放を義務付けられた総勢48名の警視(commissaire)、そして設置初期は権力乱用が目立ったものの実際に地域に浸透してよく警視を補佐した40名(1740年以降は20名に減員)の警部(inspecteur)、さらに139人の夜警隊と900人近くの首都衛兵隊などを擁する、ピラミッド型の強力な監視機講を整備し終えていたが、この警察総監がさまざまな警察事案を解決するにあたり、柔軟で単純で迅速な国王封印状制度を好んで多用したのである。徒党を組んだ労働争議の首謀者、公序良俗を乱す売春婦、騒乱の扇動者と化す喜劇役者や大道芸人、もはや火刑に処せられはしない魔女は、これが封印状によって監獄や施療院へ送り込んだ常連である。だからこそ一般市民も、民事案件に過ぎない家庭内の混乱を収拾するべく、国王からの封印状を取り付けてくれるよう警察総監に依頼することができた。封印状による監禁は法制上の刑罰ではなく、その性質から逮捕も秘密裏に行われるので、醜聞を撒き散らさずに済んだからである。

警察総監にしても、民政を掌握している以上はその苦情処理も引き受け

²⁾ Ibid., p.197.

ざるを得ず、持ち込まれた民事案件に介入せざるを得なかったが、むしろ「18世紀にあって警察は、そのままが民衆の幸福を建設するというひとつの夢の上に築かれている³」という命題からすれば、進んでこれを受け付けていたとも言えるだろう。「パリでの家族に対する監禁要請は首都に特有の手続を経る。名家はその訴え(請願書)を国王その人にあるいは宮内大臣に差し出す。請願書が注意深く吟味されるのは、国王の臨席する閣議においてである。庶民はまったく異なる手続を踏む。彼らは警察総監に請願書を提出する。総監はこれを執務室で吟味し、調査を指揮し、判断を下す。調査は必然的に地区担当警視に案件を知らしめる。警視はその情報収集権限を警部に委ねる。[…]情報を得た総監は大臣宛に詳細な報告書を作成し、国務大臣が命令を発送するのを待つのである。それが少なくともルイ14世下に用いられた最も習慣的手続である。これがルイ15世の治世下になると、たちまち変形し、次第に速度を増すのである。よく見かけるのは警察総監がごく短い所見しか記さず、もはや国王の返答を待つことさえなく国王命令の執行に努める姿である⁴」。

だがこうして封印状を執行された庶民が収監される施設は、身分あり 高貴なる者を待遇よく監禁したバスチーユやヴァンセンヌといった国家 監獄でない。民衆には民衆のための監禁施設が整備されていたのである。 すなわち1657年の王令により開設されていた総合施療院がそれである。 本来は当時の飢饉と疫病に苦しむ生活困窮者を収容する慈善的な目的で 設置されたビセートルやサルペトリエールといった施療院が、物乞いや 浮浪者のみならず、警察総監が封印状によって送り込んできた、放浪者・ 淫蕩家・浪費家・同性愛者・性倒錯者・瀆神者・魔術師・売春婦・性病 患者・自殺未遂者・精神病者などなど、不道徳または非理性にある者す べてを公共福祉の一環として閉じ込め、これを監禁したのである。誤解

Arlette Farge et Michel Foucault, Le désordre des familles, Gallimard/Julliard, 1982, p.345.

⁴⁾ Ibid., pp.15-16

してならないのは、ミシェル・フーコーが早くも1961年の『狂気の歴史』において「最初からひとつの事実が明白である。すなわち、総合施療院は医療施設ではないのである。それはむしろ半法律的な機構、一種の行政的な実体であって、既存の権力と並行し、裁判所の外部にあって、決定し裁定し執行するものである。[…]総合施療院とは国王が警察と司法のあいだに設立した奇妙な権力、つまりは抑圧の第三機関なのである⁵⁾」と指摘していたとおり、総合施療院はその名称にもかかわらず治療を目的とする病院などでは決してなく、一種の強制収容所に過ぎなかったという事実である。

もとより封印状とは、周知のように、反乱を企てた貴族とか不実を働いた臣下といった国事犯の追放または監禁を、一切の司法手続を経ることなく国王が専横的に命ずるために認めた書状を意味し、その措置は王権神授に基づく国王留保裁判権の一環としての行政処分と解されたが、確かにヴォルテールやディドロのように、何らかの筆禍事件により国王の逆鱗に触れたことで監禁された例も少なくはない。「封印状というのは法律とか政令ではなくて、一人の人物に個人的に関わって何かをするように強制する国王命令でした。封印状により誰かに結婚するよう強制することさえできました。けれども大部分の場合、それは処罰の道具だったのです。」。

たとえばジョフラン夫人の主催するサロンで、ある公爵を揶揄した風刺詩を披露しながらその作者名を秘匿したため、百科全書派の一人であるジャン=フランソワ・マルモンテルをバスチーユに投獄せしめた封印状は以下の通りである。日付からして署名者のルイとは国王ルイ15世、紙面の最下方に副署したフェリポーとは時の宮内大臣(secrétaire d'État à la maison du roi)サン=フロランタン伯爵ルイ・フェリポーである。

⁵⁾ Foucault, *Histoire de la folie*, Gallimard, 1972, pp.60-61.

⁶⁾ Foucault, (La vérité et la forme juridique), *Dits et écrits*, tome 2, Gallimard, 1994, p.601.

ダラディエ殿、余は貴殿にこの書状を認めて、かのマルモンテルを 余がバスチーユ城塞に迎え、また余からの新たな命令あるまでそこに 留め置くよう命ずる。就いては余はダラディエ殿に神のご加護あらん ことを祈る。ヴェルサイユにて記す。1759年12月27日。

> ルイ。 フェリポー⁷⁾。

ルイ15世の治世後半1741年から1775年の35年間で2万通を超える国王命令が発されたといい⁸⁾、確かに濫用の目立った封印状ではあったが、その大部分はしかし、庶民からの請願によって発令された家族封印状であって、君主の専横のみの結果ではなかった。家庭生活を悲嘆の淵へと追い込んだ家族の一員を排除することによって事態の収拾を図るべく、身内により請願された結果に過ぎず、その実態は国王の慈悲による一種の「公共サーヴィス」に他ならなかったのである。だから書面が画一的で半ばは印刷されており、国王は令状執行官と被監禁者の名前およびその投獄先、それに決定の日付を記入するだけでよかったというのも当然であるう。

フーコーは『狂気の歴史』を書く途上から、革命によって散逸しながら、後に部分的に再発見され、現在はアルスナル図書館に所蔵される18世紀の警察事案に関する膨大量の古文書『バスチーユ文書』に接することで、非理性者と不道徳者の監禁にあたっては家族にこれを要請する権限があったことを認識しており、長年にわたって封印状のこの実際を明らかにし、その発令を求める請願書から読み取れる、絶対王政下における庶民の生活実態を詳らかにしたいと考えていた。1977年に発表された格調高い論文「汚名に途れた人びとの生活」は、同名の歴史資料集の序

⁷⁾ http://fr.wikipedia.org/wiki/Lettre_de_cachet 最終アクセス2014年11月21日。

⁸⁾ Farge et Foucault, op.cit., p.14.

文となるべきものとして書かれたはずである。残念ながらこれが実際に 出版されることはなかったが、その断ち難い思いは当時まだ新鋭の歴史 学者であったアルレット・ファルジュに助力を請うことにより、共同編 集の形で1982年に公刊された『家庭の混乱』をって結実する。これは封 印状の下賜を要請する民衆側からの請願書とそれに纏わる多種多様な警 察文書(地元司祭の添書、調査命令書と調査報告書、人物証明書、関係 者の証言書、獄中からの私信、総合施療院長宛の照会書およびその回答 書、宮内大臣への封印状要請書など)を、案件ごと夫婦関係と親子関係 とに分類し、時代的な比較が可能なように1728年と1758年の整理上の目 付をもつ史料を採録したものである。残念ながらフーコーが期待したほ どの反響を呼ぶことはなかったが、『狂気の歴史』と『監視と処罰』にお ける所論を補足かつ進展させるものであり、フーコー独特の「考古学」 的な手法により再確認されたその実態は、彼の権力論を読み解く上でも きわめて貴重な記録文書である。「封印状は、臣下のひとりを正規の司法 手順によらず監禁させるという国王の急を要する特別の意志を装いなが らも、下から来たこの要請への回答に他ならなかった。しかし封印状は これを求める者に、当然の権利として交付されたのではない。要請の妥 当性を判断するべく、ある調査がこれに先立たねばならなかったし、こ の放蕩とかこの飲酒癖が、またこの暴力とかこの無信仰が、まさしく監 禁に値するかどうか、するとすればいかなる条件においてか、かつどれ だけの期間かを、明示していなければならなかった。警察の任務はこれ を行うに当たり、証言や密告、それに各人の周囲に立ち込めた怪しげな あの呟きのすべてを掻き集めることであった9)」。

フーコーの編集した歴史資料集にはこの『家庭の混乱』を含めて3点あるが、主要な著書からすれば周辺的な位置にあるためであろう、死後30年を経過した今日にあっても、日本語に翻訳されているのは19世紀の三重肉親惨殺事件の犯人の手記を主体とする『私ことピエール・リヴィ

⁹⁾ Foucault, (La vie des hommes infâmes), Dits et écrits, tome 3, Gallimard, 1994, p.246.

エール』をおいてなく、また『家庭の混乱』および「汚名に塗れた人びとの生活」についても言及されることはあってもこれを対象とする研究は、日本語はもとよりフランス語あるいは英語にも見当たらないという現状に鑑みて、これら2点の著作とその他の発言・記述に則して、家族封印状制度の実際をこれらの史料と照合しつつ検証することを以って、本論の課題とするところである。「封印状=監禁という制度はいかにも短い挿話でしかなく、1世紀余りの期間でそれもフランスに限られていた。それでも、権力の機械装置の歴史にあって重要であることに変わりはない100」。『家庭の混乱』には夫婦関係34件、親子関係59件、年代別に1728年史料59件、1758年史料34件がそれぞれ採録されているが、以下で検討するのは1728年と1758年の案件を2件ずつ、各々、夫婦関係1件と親子関係1件である。

なお、1728年当時の宰相はアンドレ=エルキュール・ド・フルリー枢機卿、宮内大臣はモールパ伯爵ジャン=フレデリック・フェリポー、警察総監はルネ・エローであり、1758年当時の宮内大臣はサン=フロランタン伯爵ルイ・フェリポー、警察総監はアンリ・ベルタンであるが、両年代の封印状の副署に共通して使用されたフェリポー名が、遠縁とはいえ二人の異なる人物であることを指摘しておいて論を進めたい。

П

民衆が請願書を警察総監に提出する際、下層階級には×印でしか署名もできない者も多く、こうした公文書を書くに当たって庶民が頼りにしたのが公共書記たる代書屋である。セバスチアン・メルスィエは当時の代書屋の様子を次のように描写する。「代書人は神学者そのままの暮らしをしなければならない。いやもっと有用で、侍女たちの甘い秘密の聞き役である。ここで女たちは恋の告白や恋文の返事を書かせる。彼女たちは公共書記の耳元に聴罪司祭に語るように話しかける。だから口の堅い

¹⁰⁾ Ibid., p.247.

代書人のいる小屋は天井のない告解室に似ている。代書屋は眼鏡を下げ、震える手で、指に息を吹きかけながら、インクと紙と封蝋と文体を5ソルで引き渡す。国王や大貴族あての請願書は、折衷書体を交えるし、文体がもっと高尚になるので12ソルする。納骨堂の代書人は大臣や大公と最も熱心に対話しあうなかで、宮廷では彼らの筆跡しか目に留まりはしないのだ。「ルイ16世の」治世初期に彼らは大金持ちになる寸前であった。すべての請願書が受理され、読まれ、返事をもらっていたのである¹¹⁰」。

フーコーはある対談でその事情を次のように解説している。「出会った のは山のようなそうした書状で、街角の代書屋によって書かれてました。 靴屋とか魚屋のかみさんとかの求めによるもので、夫や息子や叔父や義 父なんかを厄介払いしようと、代書屋にその苦情を書き取らせていたん ですね。驚くべき記録文書ですよ。だって代書屋は客にこれこれの所定 の書式を用いる必要があると説明していたんですから。だからこんな風 に始まるんです。『謹啓、私は謹んで閣下のお足下に平伏して…』それか ら要請とともに、これを〈正当化する〉文句が、訴人の言葉どおりに出 て来るんですが、要求事項や憎しみや恨み辛みや叫びを交えてね。ルイ 14世風の厳粛な行政用語の途中で『これは最低の淫売女です…』なんて いうのに出くわしますよ。実際のところ人びとの手に、それも社会の最 〈下層〉階級にまで、告発と監禁の道具を委ねていたんですね [···] 12 |。 代書屋の書いた請願書の特徴は、3人称による記述と長文、懇願者の 身元を明示する冒頭部および警察総監の健康なり長寿なりを祈念する結 尾部などにあり、一般的には同一紙面上に請願書の真実性を保証する地 元司祭の署名した添書が加筆されていることが多い。最初に例示するの は妻が夫を訴え出ている1728年の案件である。

Alfred Fierro, Histoire et Dictionnaire de Paris, Robert Laffont, 1996, p.839. C'est lui
-même qui ajoute.

¹²⁾ Foucault, (Enfernement, psychiatrie, prison), Dits et écrits, tome 3, p.340.

警察総監閣下へ

謹啓、

市内マドレーヌ小教区カネット通りに居住する靴職人ヴァンサン・クロワゾーの妻マルグリット・ルメールは、誠に遜って閣下に上申いたしますが、17年ほど前にクロワゾーなる者を夫といたしましたところ、これは婚姻中しばらくは穏やかに暮らして過ごしましたが、淫蕩や暴言また瀆神で悪名を轟かさずにおられなくなり、このため懇願者は双方の親族全員を頼りとして真実を証明し、上記クロワゾーによって犯された事柄につき、下記署名人によりその証拠を提出いたしますが、調査していただいたのち、閣下に懇願者が適切と判断するところを命令していただくようお願いすることとなりました。これで人様に顔向けができ、恥ずべき結末によって家族に恥をかかせることしか頭にない男を、社会から排除する手段となりましょうし、懇願者は閣下のご健康とご繁栄をお祈り申し上げます。

マルグリット・ルメール (当該者妻)。

私は上掲の請願書に言明されている事柄の真実と、上記クロワゾーが非常に悪しき輩でありもはや放蕩を続けさせないよう、監禁されて しかるべきことを証明いたします。

> パリにて 1728年4月7日。 デュアメル、聖マドレーヌ教会司祭長にして 司祭、ピエール・クロワゾー(当該者兄)、 ニコラ・アンスレ(当該者兄)¹³⁾。

夫婦関係の請願書には具体的な言動が黙されている場合も大袈裟に誇張されている場合もある。たとえば寝取られた夫が妻を訴え出る場合、「夫は妻の肖像を暗く描くことを好む。そのイメージを娼婦のそれに近づ

¹³⁾ Farge et Foucault, op.cit., p.125.

けるべく細部に細部を重ねるのである。あたかも十分に説得できず、国 王命令を得られないことを恐れるかのごとく、あたかも警視や警部の調 査が、妻の関係を危険がないと判断してしまうことを恐れるかのごと く¹⁴⁾」。この請願書の場合、夫の具体的な罪過は何も明示されていないが、 妻が躊躇した「監禁」という言葉を、司祭が当然のこととして使用して いる点からして、その主要な罪過は教会または司祭に対する冒瀆にある と推理され、妻は司祭からの強い苦情と勧告に抗えず、止むを得ず代書 屋に行き、直ちに教会へ走って司祭に添書を記入してもらったものと推 察しうる。このため妻の署名の下に余白がなく、兄弟は妻の署名の下で はなく司祭のそれの下に署名せざるを得なかったのである。

夫が妻の、あるいは妻が夫の監禁を願い出る訴因はさまざまであるが、 容易に予想しうるとおり飲酒・暴力・浮浪・浮蕩・不労・浪費・破産・ 不貞など、今日なら民事不介入を原則とする警察よりは、家庭裁判所に おける離婚調停または離婚裁判として争われる事案であり、配偶者の素 行により家庭が崩壊し、共同生活の続行が不能となっているのだが、離 婚制度がなく別居も経済的に困難であれば封印状による監禁をもって訴 因の解消を図る以外になかったのである。家父長制度下にあって女性の 法的地位は低く、妻は夫の同意なくして法的行為を行えず、また自己の 財産管理も制限される受動的な立場にあったが、配偶者の監禁を願い出 るときは特に差別されることなく受理された。「いずれにせよ、妻も夫も 封印状というこの手段を利用する。数字はどの年度にせよ、妻のほうが 夫よりわずかに多く、その伴侶の監禁を要請していることを示しさえす る。資料の欠落と数字の過少を考えれば、このわずかな差に重きを置い てはならないとしても、奔走手段の相互性は、明確にこれを強調してお かなければならない。意外にもまた先入観に反して、抑圧を可能とする この場所にあって女性と男性が平等な立場にあるということを提示しう

¹⁴⁾ Ibid., p.33.

るのは相当なことである。国王の裁定に関してもまた平等である15)」。

上述の請願書を受けて、警視イザボーに調査が命じられる。署名はないものの命令者は、文面と日付からして第8代警察総監ルネ・エローに違いない。注目すべきは、総監が監禁の是非についての判断を調査官に委ねている点であり、命令書に続けて同一紙面に記載された調査報告書もそれに応えている。

私はイザボー警視殿に、訴えられている個人の行状を照会し、その報告について思慮するところを私にお知らせくださるようお願いする。 1728年4月5〔ママ〕日。

かかる個人の行状について正確に照会いたしましたところ、もはや 彼自身の兄弟が懲戒を要請しておりますことを証明するほかありませ ん。かかる請願書の下部に日付のある証明書を記述し署名した、マド レーヌ教会の司祭殿が私に断言したところによれば、誠実に暮らすよ う何度かこれを励ませどもうまく行かなかったとのことであります。ま た最後に、ブロワ司教区の数名による証明書が、私には誠に真正であ るように思え、疑う余地なくかかる男はこの懲罰に相応しいことを申 し添えます。

> 警視イザボー。 1728年 5 月20日¹⁶⁾。

この案件にはもう1通の請願書が付録されている。不承不承で監禁させた夫の釈放を願い出る書状である。表面的には夫の示した改悛を根拠にしているが内実は経済的な困窮が理由であるのかも知れない。「たとえば確かに、夫が妻をの場合より、妻のほうが夫を釈放させようと努める。

¹⁵⁾ *Ibid.*, p.24.

¹⁶⁾ Ibid., p.126. C'est nous qui ajoutons,

もっとも彼女たちはその経済的な理由をほとんど隠しはしない。賄費を支払いながら子供たちの必要に応えることの不能性であり、夫の不在が相続を凍結する身内の不幸である。遺産が強要するのである¹⁷⁷」。妻は司祭の不本意な同意を取り付けたうえで代書人に口述筆記させるが、当然のことながら司祭の署名はない。

警察総監閣下へ

謹啓、

ヴァンサン・クロワゾーの妻マルグリット・ルメールとその兄ピエール・クロワゾーおよび家族は誠に遜って閣下に申し上げますが、これらの請求により上記ヴァンサン・クロワゾーは国王の命令で逮捕され、ビセートルに監禁されましたところ、拘禁も10か月ないし11か月に及び、素行を改めて平穏に暮らすと決意したようであり、また後見人もこれに満足しておりますので、閣下、どうかその釈放をお認め下さるよう懇願いたします。

私どもはかかるご厚意を期待し、閣下の末永きご健康をお祈りして 此みません。

1728年の親子関係で例示するのは、両親に死なれて不良となり、遊蕩の末に妊娠してしまった孫娘に苦悩する祖父母の請願書である。

警察総監閣下へ

謹啓、

父母を亡くした孤児で21歳を超えた年齢になりますマドレーヌ・シ

¹⁷⁾ *Ibid.*, p.43.

¹⁸⁾ Ibid., p.126.

ャペの祖父母、フランソワ・サファールとその妻マドレーヌ・ブロは、誠に遜って閣下に申し上げますが、両名がこれに与えました正しい躾にもかかわらず、これは常にその悪しき性向と放蕩を続けてまいり、その結果これは今日妊娠7か月ほどになり、上記懇願者は誠に遜りまして、上記マドレーヌ・シャペをどうか施療院に監禁し、懇願者の体面を汚すその放蕩を断ち切っていただけますよう、閣下にお願い申し上げ、両名は閣下のご長命を神にお祈りいたします。

サファール190

警察総監エローは、今度はシテ島管轄騎馬隊長ギョットに3人称単純 未来形による調査を命じて、やはり同一紙面に報告を受ける。なお『家 庭の混乱』には、調査命令は前例を含めて2点しか見当たらず、通常は 口頭でなされたものと解される。

ギョット殿には当請願書の内容を正確に検証し、それについて迅速 に私まで報告されたい、1728年5月28日。

前略、

懇願者はその孫娘に対する陳述内容の証拠を私に提示しえた人物を誰も指定できませんでしたが、彼らは実に正直な人間で、男のほうは小教区の元教会管理人でありますので、この点に関して彼らの言うことを信用することができます。その断言するところによれば、確かに、マドレーヌ・シャペは遊蕩に沈んだ非常に悪しき輩であり、安逸に暮らしおりました彼らの家から逃げ出し、パリの悪所に出入りしておりましたところ、祖母が何度かこれを見つけて本分に立ち返らせ、祖父は彼らの家におります弟と同じくその後見人であり、彼らには遊蕩に耽り悪しき習性の叔父以外に父方の親族はなく、この娘の全財産は収

¹⁹⁾ Ibid., p.212.

入30リーヴルにあり、仕事はお針子でありますが、少しも働いてはおりません。祖母は出産するべく産婆の家に行く約束をさせようとしましたが、この女はそれを聞き入れようとはしませんでした。この女は現在もなおモワノー通りの悪所にいるということであります。

ギヨット20)。

この報告書には監禁の是非に関する記述はないが、これは調査報告書の作成に不慣れで、警察総監の意図をよく理解していなかったからではなかろうか。孫娘が監禁されてから2年半後、祖父母はその釈放請願書を提出する。

警察総監閣下へ

謹啓、

[商業裁判所] 鮮魚部吏員フランソワ・サファールとその妻マドレーヌ・ブロは、誠に遜って閣下に申し上げますが、父母を亡くした孤児で20歳の孫娘マルグリット・M・シャペなる者をすべて若気の放蕩ゆえに監禁させる命令を、2年半ほど前に有難くも付与していただきました。これは2年半前から施療院に拘留されており、そこで自らの罪過を深く改悛してありとあらゆる反省をいたし、懇願者である祖父と祖母と後見人に対し赦しを請うておりますので、一同は有難くもその釈放を付与していただけますよう閣下にお願いいたし、これを立ち直らせるべき時でありその好機と思われるからですが、一同は閣下のご健康を神にお祈りしてやみません。

サファール²¹⁾。

この釈放請願書を受け付けた警察総監エローはサルペトリエールの院

²⁰⁾ Ibid., p.213.

²¹⁾ Ibid., pp.212-213. C'est nous qui ajoutons.

長に事情を照会し、同一紙面上に回答を得る。

私は院長殿に、当請願書を返送かたがた、この娘が如何なる命令によりサルペトリエールに拘留されているのかをお知らせくださるようお願いいたします。

1730年10月24日。

マドレーヌ・マルグリット・シャペ、21歳、パリ出身、1728年6月30日、コンピエーニュで賜与された封印状により入院した娘、拘禁期間は明示されず。書状は新たな命令あるまでと記載。署名はルイとずっと下方にフェリポー。閣下のご命令によりシテ島管轄騎馬隊長エニエ氏により連行され、その後1728年6月13〔ママ〕日付国王のそれが1728年7月30日シテ島管轄騎馬隊長ギョット氏により初めて届けられました。放蕩ゆえ。これは当院記録の抜粋であります。

バイイ²²⁾。

問題の封印状の副署者フェリポーは宮内大臣モールパ伯爵であるが、 警察総監エローは宰相フルリー枢機卿に釈放封印状を要請する。

フルリー枢機卿猊下。

マドレーヌ・マルグリット・シャペはその放蕩のため家族からの嘆願により1728年6月30日付の国王命令で施療院に連行されました。

その家族がこれを切望し、その面倒をみると申し出ておりますので、 私はこれを釈放してもよいと考えております²³⁾。

²²⁾ *Ibid.*, p.214. C'est nous qui ajoutons. なお書面中央の日付の記入者は、位置からして施療院長と思われる。

²³⁾ Ibid., p.214.

 \blacksquare

『家庭の混乱』には、序論・夫婦関係資料の概説・親子関係資料の概 説・巻末解説の、4点の解説文が添付されているが、その担当は明示さ れておらず、いずれもが共同執筆という体裁にある。編集作業における 資料の取捨選択については、親子関係の文書の選択を担当したのがフー コーであることは、その死後の次のようなファルジュの証言から判明し ている。「そんなこともあって、『家族の混乱』のなかで男女関係につい ての部分を担当したのはわたしで、彼のほうは、親子関係にひじょうに 興味を示して、その部分を担当したのです。彼はいったものです。『男女 関係については、あなたの思ったとおりになんでも書いてください』と ですね²⁴⁾ |。だが、「汚名に塗れた人びとの生活 | との明瞭な重複部分か らして、巻末の解説だけがフーコーの記述した文章であり、文体と内容 を照合してみるなら、恐らくは親子関係資料に添付された概説も、ファ ルジュの書いた文章と推察できるのである。ファルジュはフーコーへの 追悼文のなかで、両者による共同作業を振り返りながら、次のように記 している。「恐らく彼のほうは、子供に対する父母の非難にいっそう関心 を示していた。[…] 恐らく私は、警察総監宛の長々しい手紙のなかで詳 細に露呈されている夫婦の騒然たる関係のほうにいっそう敏感になって いた。しかし私はこの分担に確信があるわけでさえなかった。というの もまだ書く段階ではなく、資料を最大限に身に染み込ませて、熟慮する 段階だったからである25)」。

次に検討するのは、酒浸りの妻を夫が訴え出ている1758年の案件である。

警察総監閣下へ

謹啓、

²⁴⁾ 福井憲彦、『歴史の愉しみ・歴史家への道』、新曜社、1995年、p.87。

²⁵⁾ Farge, (Travailler avec Michel Foucault), Le Débat, n°41, 1986, p.165.

サン=ヴィクトール通り聖エチエンヌ=デュ=モン小教区に居住いたします、手間賃稼ぎジャン・マンジュローが、閣下に申し上げますことに、これは15年以上前にマリ・カトリーヌ・デュアメルを妻といたしましたところ、この女は日々酒に酔い、部屋にあるものすべてを子供たちの寝台にいたるまで売り払って己が欲を満たし、これを叱責でもすると自暴自棄になるぞと夫を脅しますので、この件はルセル警部方に幾度も訴え出られたところであります。

この女は手元が怪しく、このような行状は厄介な結果を招くだけでありますので、何ら咎め立てを受けることなくずっと立派に暮らしてまいりました上記マンジュローとその家族は、上記ジャン・マンジュローの妻、上記マリ・カトリーヌ・デュアメルを施療院に監禁させるための命令を付与していただきますよう、閣下に懇願いたすところであり、さすれば家族全員に平安をもたらすでありましょうし、閣下の末永きご健康をお祈りして止みません。

ジャン・マンジュロー、その夫;ヴィユレ、 義兄;ビュリヌ、叔父にして子供たちの代父; J. M. ランセル、ピナールの妻、従姉; ユリヌ、ピナール 26)。

この件に関しては調査報告書が2通作成されている。最初に提出したのは警視ではなく警部(職階は後述の別件により判明)である。

警察総監閣下へ

前略、謹んでご報告申し上げますが、本請願書に名指されておりますマンジュローの妻マリ・カトリーヌ・デュアメルの行状につき問い合わせましたところ、私が知りえましたのはこの女が5年ほど前に悪しき怠惰に陥り、飲酒に溺れて、家庭と子供の世話を怠ったとのこと

²⁶⁾ Farge et Foucault, op. cit., p.60.

であり、泥酔すると川に身を投げるとしか語らず、その夫はこれを本分に立ち返らせるべく、あらゆる穏当な手段を用いて、これと子供たちが暮らして行けるように、日々の稼ぎを持ち帰り続けたところ、その稼ぎをこの女はたいてい自らの飲酒癖を満たすために用いていたとのことであり、またその後ほどなくして、家財をなしていたすべての家具と衣類を、ユリヌの妻が娘を寝かせるよう届けた寝台まで売り払ってしまい、この極度の乱調により、夫と子供たちは慈悲深い人々の善意に縋って、雨露を凌ぎまた食していかざるを得なくなったとのことでありまして、目下は常に酒に溺れるべく盗む機会を窺うばかりで、洗濯女から洗濯物を取り上げさえしたとのことであり、以上が本書に署名した人物が私に保証したところであります。

草々、 1758年3月29日、フェラー。 (請願書に関する警察の報告書。)²⁷⁾

20日ほどして今度は警視ルメールが改めて報告書を提出する。これはフェラーの報告書に監禁の是非についての判断が記されておらず、第11 代警察総監ベルタンにとっては不満だったためと推量される。このためルメール警視は報告書を監禁の是非から始めている。

マンジュローの妻は、その悪しき行状により夫から施療院への拘禁が要請されておりますところ、この女に関して私の行いました照会によりますれば、十分に監禁されるケースにあると思われ、家族一同が隣人ともども請願書に記載されている事項の真実を保証しており、かかる女はほとんど常に酔っ払っているとのことであります。女は飲み代を得るため、ほとんどすべての世帯道具を売り払い、手元が怪しいのであります。つまり酒を飲むとこの女はきわめて暴力的になりその

²⁷⁾ Ibid., p.61.

憤懣を自分自身に向ける有様なのであります。 頓首。

警視ルメール、1758年4月20日28)。

比較的に珍しいことであるが、この件については夫の側から妻の釈放 請願書が提出されている。

警察総監、ベルタン閣下へ

謹啓、

手間賃稼ぎジャン・マンジュローは、その妻マリ・カトリーヌ・デュアメルの家族ともども謹んで、上記の妻マリ・カトリーヌ・デュアメルをサルペトリエール懲治院より出獄させる命令をお願いいたし、この5月19日土曜日に閣下より拝受いたしましたが、院長様はこれを1通の手紙とともに閣下のもとに送還し、懇願者には妻が国王命令により留置されていると伝えました。これは1年前より拘禁されており、懇願者が乱痴気騒動により被りました数々の不満のため、当初は衛兵に逮捕されてロラン警視のもとへ、次にシャトレ監獄へと連行され、さらにはご命令によりサルペトリエールへと移送されました。閣下、たしかに懇願者は、妻の拘禁以来これをずっと留置させる目的で、その両親の懇願に起因する数通の請願書を提出いたし、国王命令が出たのも恐らくこの同じ請願書に基づいてのことでありましょうが、過去を忘れて妻と同居いたしたく、釈放のための国王命令を付与いただけますよう懇願いたします。この女を本来の姿に立ち戻らせるには1年の懲罰で十分であり、閣下のご長命をお祈りいたして止みません²⁹。

親子間の衝突には、盗癖・非行・同棲・淫行・放蕩・怠惰などを訴因

²⁸⁾ Ibid., pp.61-62.

²⁹⁾ Ibid., p.62.

として挙げることができるが、その底には利害の対立が隠されている場合が多い。「〔…〕それは後見行為を弁明すべき時期が両親に訪れたときに、あるいは最初の結婚でできた子供がその権利を、義父母または再婚でできた子供に対して主張するときに起こるのである³⁰⁰」。

次に提示するのは、身を売る娘に対する親からの1758年の監禁請願書 である。

警察総監閣下へ

謹啓、

材木商レミ・ロビネ・ド・グルナン氏配下の細道(sentier)作業員、ジャン=バチスト・ルブランとその妻は、誠に畏まって閣下に申し述べますが、その娘マリ・トゥスィヌの乱れた行状を確信しております両名は、いかなる結果になろうともこれを監禁させる決心をなし、これを逮捕しサルペトリエールへ連行させる力を両名にお与え下さいますよう、誠に遜って閣下にお願い申し上げます。両名は他に9人の子供を抱えておりますが、いかなる場合も賄費をお支払いすることを申し添え、両名は閣下のご長命をお祈りして止みません。

ヴィユレ (ルブランの妻)、ヴィユレ (母方の叔父)、バダン (父方の従兄)。

下記に署名いたします私、聖ニコラ=デュ=シャルドネ小教区管轄 司祭は嘆願書が真実であるとの保証を受け、懇願者の願いが聞き届け らるに相応しいことを保証いたします。

パリにて1758年6月6日。

ノメル、司祭。

私は本懇願書が真実であることを保証いたします。

³⁰⁾ Ibid., p.159.

ロロー、司祭31)。

ジャン・マンジュローとジャン=バチスト・ルブランは同一街区に居住していたことになる。というのもこの監禁要請に対しても前出の警視ルメールが調書を提出するからであるが、調査は正鵠を得てはいない。 多忙だったのであろう。警視ルメールの報告書は、懇願者の虚言に惑わされている。

マリ・トゥスィヌ・ルブランに対する父母からの同封の請願書が閣下に提出されておりますが、私はその親族と面談いたしました。

全員一致して私に保証いたしますに、19歳になるこの娘は5年前から娼婦をしており、最初はモンチニーなる女の家に行き、父母がこれを連れ帰りましたところ、ふたたび彼らの家から逃げ出し、しばらくは囲われておりましたが、その後、誰彼なく身を任せるにいたり、これが現在、大通りの一角にありますモンマルトル通りの酒場経営者モレルなる者の家に住みおります部屋で、彼女の営みおります行状であります。

かかる状況にあって、この娘の双方の親族と父母との一致に鑑み、私 は、閣下の御意のもと、これを監禁させる命令につき、彼らのなしお ります要請をこれに認めてしかるべきと判断いたす次第であります。 頓首。

> 警視ルメール。 1758年7月6日³²⁾。

一見したところ親元での生活を嫌って家出した娘が売春に手を染めて

³¹⁾ Ibid., p.246.

³²⁾ Ibid., p.247.

いるため、これを更生させようとする親の請願書と思われるが、内実は娘が娼婦を辞めたために、援助を期待できなくなった両親の、狡猾で醜悪な魂胆が隠されている。事情をよくは知らないまま、添書を依頼されたノメル司祭の懸念は正しく、警視ルメールは警察総監ベルタンより叱責を受けたはずである。というのも、以下に判明するように、酒場経営者モレルは娘を苦界から抜け出させたその愛人であって、もはや娘に売春をさせてはいなかったからである。おそらくは警察の調査を察知した段階で、娘は自分が逮捕された場合の処置をモレルに指示していたのであろう。モレルはその指図通り、かつて娘を預かったことのある娼家の女主人4人を探し出し、事の顛末を話したうえで代書屋への同道を依頼し、事実を明らかにする証言書を提出してもらうのである。なおこの証言書に代書屋の筆跡を認めるのは、「上記に基づき私は本保証書に署名いたしましたが、必要とあらば司法官の御前にて証言する用意がございます」という、4点の証言書に共通の結尾文による。

私の保証いたしますところ、ルブラン嬢は6年ばかり前に、当家にて娼婦として6週間を住みおりましたが、これは彼女がジュヌヴィエーヴ・ダントンなる女に連れて来られたからで、これに私は18リーヴルを渡し、彼女が当家に住まうことを知ったその母親は、これが当家でしおりました仕事をよく承知しており、週に12リーヴルを渡しましたので、上記に基づき私は本保証書に署名いたしましたが、必要とあらば司法官の御前にて証言する用意がございます。

パリにて 1758年8月1日。 モンチニー³³⁾。

以下に同一の日付を打った同様の保証書が3通続くが、それらは一致 してこの娘の売春を両親が知っていたばかりか、何度となく娘を訪ね、

³³⁾ Ibid., p.247.

彼女からあるいは女主人から金を受け取っていたことを証言している。 そしてモレルは娘の人物証明書を記し、隣人の署名を集めて提出する。

下記に署名いたします私どもが保証いたしますところ、ルブラン嬢がこの界隈に住んで18か月ばかりになりますが、その行状にあって醜聞は何も決して気づいたことなく、逆に私どもは彼女がいつもたいそう礼儀正しくかつ慎重に振舞いきたことを証言いたす次第であります。パリ、モンマルトル通り、大通り付近にて作成、1758年8月2日。

B・モレル(酒場経営)、P・ビュフェ(クールタン氏宅に居住する従僕)、M・イスロ(小間物商)、ティエリ(護送吏員)、マトラゾン(隣人)、デュポン(煙草商)、ヴォワザン(クルトゥ伯爵殿の衛兵)、アンファン(元近衛兵)、妻ドラマール(パン屋)、デュカテリ(ホテル主人)妻³4)。

これらの証明書とともに彼女は獄中から警察総監に釈放を願い出る。 娘には別に1人称で筆記された請願書が2通あり、本人の署名を如何に して得たかは不明ながら、以下の請願書はモレルが娘の残したメモを元 に代書屋に書き取らせたものと推察できる。

警察総監閣下へ

謹啓、

今月1日に国王のご命令により逮捕され、サルペトリエールに連行されましたマリ・トゥスィヌ・ルブランは、閣下のお膝元に身を投げて謹んで申し上げますことに、これは6年前から苦界におりますがこのことは常に父母の知るところであり、彼らはその淫蕩の収益を利用さえしたのでありまして、閣下にはモンチニー、ボードワン、エルマ

³⁴⁾ Ibid., p.249.

ン、エケといった娼家を営む女たちにこのことを証明させ、説明させることがおできになるはずであり、父母は彼女たちの家にこれと会い、食事をし、これから週当たりいくらかのお金を受け取りに来ていたばかりか、このうち幾人かのところへは母が自分で苦界の娘とするべくこれを預けたのであり、またこれは放蕩生活から足を洗おうとして優男に出会い、男はこれをそこから引き離してくれましが、父母はといえば、恐らくはこれの所有する家具や身の回り品をこれから取り上げようとして、閣下の権威に縋り、厚かましくもこれと共同でなした過ちにつきこれを逮捕させ、処罰させようとしたのでございます。

懇願者は敢えて閣下に断言いたしますが、これの住んでおりますモンマルトル門界隈で、いかなる醜聞も引き起こしたことは決してございません。両親の卑劣な行為を閣下にお知らせせざるをえませんことは心苦しい限りでございますが、これは閣下のお慈悲による釈放をお待ちいたし、閣下のご繁栄を祈って止みません。

マリ・トゥスィヌ・ルブラン35)。

娼館の経営者による申立書とこの請願書が功を奏し、彼女は晴れて自由の身となったのだが、今度は反対に真実を隠匿して請願した父母に対する封印状が予想される。これを悟った聡明な娘はすぐにその発行を食い止めんとする懇願書を警察総監に宛てて書き送る。

謹啓、

絶えることなくご好意に染まりつつ、私は閣下のお膝元に平伏し、これにお縋りして、父母への赦免を懇願いたします。彼らは閣下に罪があるとはいえ、その処罰は私に死をもたらすやも知れません。私はご好意により出していただいたところに、一瞬でも彼らがいることを知るくらいなら、長期にわたり戻ることも辞さず、捕囚の身にありまし

³⁵⁾ Ibid., pp.249-250.

ても彼らへの敬意は、私が閣下のお裁きの公明正大さに負っております感謝の念とともに止むことはありえず、どうか私の涙で彼らの赦免をお与えください。彼らの不幸は私にとりまして、私が犯したやも知れない罪過に対する第二の懲罰となりましょう。彼らは家族を抱えており、家族は救貧院にて遊ぶことになるやも知れず、そうなれば私の苦痛の極みでございます。

すべてはご寛容にかかっており、私はあえて断言いたしますが、閣下、父母へのご同情が私に命を蘇らせるでしょう。彼らが鉄鎖にあるのを知ることは、私にとりまして何という悲痛でしょうか。

敬白。

M・T・ルブラン。 1758年8月8日。

閣下、今朝のご聴聞会に同じお願いのため、謹んで出頭いたしましたのは、私でございます³⁶⁾。

理由は不明ながら父親は逮捕を免れ、母親だけがサルペトリエールに 収監されるのだが、これはもとより娘の意図したことではない。この間 の経緯は「マリ・トゥスィヌの父親ジャン・バチスト・ルブランの逮捕 命令は 2 通存在し、これに続く 1 通に 『この命令の執行を停止し、現在 のところ妻ルブランのそれのみを執行させること』(1758年8月11日)と ある³⁷⁾」という、編集者の注記によって少し明らかにされているが、娘は 健気にも幼い弟妹を気遣って母親の釈放を求めてさらに請願書を差し出す。「[…] 母は10人の子供を抱えており、ご配下の警部の一人フェラー氏により自宅で逮捕されましたとき、そのひとりに乳房を含ませており、これをその子から離さねばなりませんでした。母親にとって何という仕 打ちでございましょう。そしてこれはこの哀れな罪なき子に対して何と

³⁶⁾ *Ibid.*, pp.250-251.

³⁷⁾ Ibid., p.254.

いう害悪となることでしょう。両親は私のことで閣下に無理をお願いしようとしたとき恐ろしい間違いをいたしました。両親は処罰に値したことは確かでございます。でも寛恕することが高邁な御心のなせる業であり、閣下の御心には寛容の余地がございます。私はその結果を期待いたします。でなければ私はこの苦痛に押しつぶされ、それで悶え死ぬことでしょう³⁸⁾」。もちろん父親も「パリ聖ヴィクトル街セーヌ通りに居住いたします現場(chantier)作業員ジャン・バチスト・ルブランは、誠に遜って申し上げますが、[…] ³⁹⁾」で始まる、泣き言を延々と並べたきわめて長い書状を代書屋に書き取らせて妻の釈放を希う嘆願書を提出する一方、娘が自筆で母親の釈放請願書を提出したとも知らず、娘の名前でも釈放請願書を提出する。なお、この判断の根拠は文中の「間違った告発に基づいてのみ逮捕された」にある。

警察総監、ベルタン閣下へ

謹啓、

長女マリ・ルブランは謹んで誠に恭しく閣下に申し上げますが、その母マリ・アンヌ・ヴィユレが、ご命令によりサルペトリエールに監禁されてからというもの、まだまだ幼く、母親の援護を欠かさず必要としております弟妹7人を世話し、糧を与えることがこれにできておらず、その哀れな母親は、間違った告発に基づいてのみ逮捕されたわけですから、弟妹一同はあえて閣下のお足元に平伏して、どうか閣下がかかる点を考慮され、母親の援護を奪われて他のそれもなく、暮らしていけない7名の哀れな子供たちの嘆かわしい状態に、憐れみの一瞥を投げかけていただけますようお願いいたします。

閣下の日頃のご慈悲をもちましてどうか母親の釈放をご命令くださ

³⁸⁾ Ibid., p.253.

³⁹⁾ Ibid., p.251.

い、一同は閣下のご繁栄を神にお祈りいたします。40)

この件に関する史料の最後にある、宮内大臣サン=フロランタン伯爵ルイ・フェリポーが警察総監のアンリ・ベルタンに宛てて記した封印状送付書からして、母親も短期間のうちに釈放されたようであるが、封印状の場合と違ってこの書状の署名がフェリポーでなく、フロランタンであるところが興味深い。

ベルタン殿へ

拝啓、

貴殿がジャン・バチスト・ルブランの妻マリ・アンヌ・ヴィユレは 十分に罰を受けたとお考えですので、これを施療院より出させるべく、 私は貴殿よりお申し出の国王命令をここに同封いたします。

敬具。

1758年 8 月29日。 フロランタン⁴¹⁾。

IV

以上のように、名もない庶民が遺したほんの僅かな文章からこれだけ多くの情報を引き出すことができるのは、それが警察総監や国王といった歴史上の権力と交差しているからであり、宛名もなく署名もない信書から、誰が誰に書いたかを特定または推定できるのも、これが権力装置の中で一定の役割を果していたからであることを指摘しておいて論を閉じたい。「これらの生活を窺いこれに付き纏い、一瞬にせよその苦情や喧騒に注意を払いこれに爪痕を残した権力とは、我々のもとに遺された僅かばかりの言葉を産み出した権力である。たとえ人びとが告発し、苦情

⁴⁰⁾ *Ibid.*, pp.253-254.

⁴¹⁾ Ibid., p.254.

を訴え、嘆願し、哀願するべく権力に縋ったにせよ、権力が介入を意図し、これが数少ない言葉で裁定し、決定したにせよ。あらゆる言説の下を流れて、決して口にされることなく消え去るよう運命づけられていたこれらすべての生活は、権力との瞬間的な接触点においてしか痕跡を、一短く、辛辣でたいていは謎めいたそれを一一残しえなかった。それゆえに、それらが《自由身分で》ありえたままをそれ自体で捉え直すことは、おそらく永遠に不可能なのである[…]42]。

司祭への暴言を繰り返したために、1年近くビセートルに拘禁された 靴職人ヴァンサン・クロワゾー、両親を亡くして自暴自棄となり、養い 親たる祖父母に反抗し続けたために、2年半をもサルペトリールに監禁 されたマドレーヌ・シャペ、家具と衣類を売り払ったうえ洗濯物を盗んでまでも酒に溺れ続けたために、1年間を施療院に閉じ込められたマリ・カトリーヌ・デュアメル、幼い弟妹を気遣って稼ぎの薄い父親を助けるべく娼婦に身を落としながら、なお両親の勝手さに泣かされたマリ・トゥスィヌ・ルブラン。通常ならばわれわれの知るはずもなかった、18世紀の今にわれわれのもとに届いているのも、それが王権との接触を通して記録文書として残されたゆえにであり、フーコーは彼らとわれわれのあいだの仲介者を自任したと言えるだろう。「要するに私は、無名の人びとの伝説のための僅かばかりの基礎を、不幸とか憤激の中で彼らが権力と交換している言説から拾い集めようとしたのである」。430

(天理大学教授)

⁴²⁾ Foucault, (La vie des hommes infâmes), op.cit., pp.240-241.

⁴³⁾ Ibid., p.241.